

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	2026年3月24日
【会社名】	JIG-SAW株式会社
【英訳名】	JIG-SAW INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山川 真考
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 鈴木 博道
【本店の所在の場所】	北海道札幌市北区北八条西三丁目32番
【縦覧に供する場所】	JIG-SAW株式会社 東京本社 (東京都中央区八重洲二丁目2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 山川真考及び取締役 鈴木博道は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点を除くすべての当社グループの事業拠点を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループが展開しているデータコントロール事業の規模を示す指標として売上高が最も適切であると判断し、全社的な内部統制の評価結果が有効であるため、各事業拠点の前連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算し、同売上高の概ね2 / 3 に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。当該重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高及び売掛金に関する業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点以外の事業拠点をも含めた範囲について、重大な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測に伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクの大きい取引を行っている事業又は業務に係るプロセスを、財務報告への影響を勘案し、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。具体的には、当社の法人税、住民税及び事業税・未払法人税等、繰延税金資産・繰延税金負債・法人税等調整額に関する決算財務報告プロセスについては、計算誤りによる誤謬リスクや見積り・予測を伴うことを踏まえ追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。